

# 青森県報

第百三十三号

令和二年  
三月十六日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一
  - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の廃止の届出……………(同) ……二
  - 地籍調査事業計画……………(農村整備課) ……二
  - 公共測量の終了……………(監理課) ……二
  - 右 同……………(同) ……三
  - 右 同……………(同) ……三
  - 青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の一部改正……………(都市計画課) ……三
  - 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三
  - 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域県民局) ……四
  - 県有船舶の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……四
- 公安委員会
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(初心者)(生活安全課) ……五
  - 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(初心者)(生活安全課) ……五
  - 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(経験者)(同) ……五

## 告 示

青森県告示第百八十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和二年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	令和二年三月一日

青森県告示第百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和二年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人サポート虹センター	就労移行支援	サポートセブンセンターあさひ	令和二年三月三十一日
八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一丁目七の一		三戸郡南部町大字下名久井字前田一七の一	

株式会社すまいる介護ステーション21	弘前市大字水木の一家字桜井八〇	同行援護	株式会社すまいる介護ステーション21	弘前市大字水木の一家字桜井八〇	〃
株式会社すまいる介護ステーション21	弘前市大字水木の一家字桜井八〇	重度訪問介護	株式会社すまいる介護ステーション21	弘前市大字水木の一家字桜井八〇	〃
株式会社すまいる介護ステーション21	弘前市大字水木の一家字桜井八〇	居宅介護	株式会社すまいる介護ステーション21	弘前市大字水木の一家字桜井八〇	〃
津軽保健生活協同組合	弘前市大字野田二丁目二の一	重度訪問介護	健康センター	弘前市大字野田二丁目二の一	〃
津軽保健生活協同組合	弘前市大字野田二丁目二の一	居宅介護	健康センター	弘前市大字野田二丁目二の一	〃
社会福祉法人沢朋会	弘前市大字大沢字稲元三の二	居宅介護	白寿園訪問介護事業所	弘前市大字大沢字稲元三の二	〃

青森県告示第百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条の三十第一項第二号の規定により公示する。

令和二年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定一般相談支援業者	所在地	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	名称	一般相談支援事業を行う業者	所在地	廃止年月日
----	------------	-----	------------	-----------	----	---------------	-----	-------

社会福祉法人六戸町社会福祉協議会	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山の九	地域移行支援	六戸町社会福祉協議会	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山の九	令和二年三月三十一日まで
社会福祉法人六戸町社会福祉協議会	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山の九	地域定着支援	六戸町社会福祉協議会	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山の九	〃

青森県告示第百八十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

令和二年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
弘前市	大字浜の町西二丁目、大字浜の町西二丁目、大字藤代三丁目、大字藤代四丁目、大字藤代五丁目	令和二年三月十六日から令和三年三月三十一日まで

青森県告示第百九十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（デジタル空中写真測量、写真地図作成）

三 測量の期間

令和元年六月二十七日から同年十二月二十日まで

四 測量の地域

八戸市地内

青森県告示第百九十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（水準測量）

三 測量の期間

令和元年七月八日から令和二年二月二十一日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第百九十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（水準測量）

三 測量の期間

令和元年十二月九日から令和二年二月二十一日まで

四 測量の地域

青森地区復旧測量（一級水準点一四七Aの移転）

青森県告示第百九十三号

昭和五十一年六月十九日青森県告示第四百六十一号（青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第三号1中(九)を(十)とし、(八)を(九)とし、(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 町道昭和・二ツ森線

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

青森県告示第百九十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字平沼字追館三二の六 橋本 喜代二	六ヶ所
上北郡六ヶ所村大字平沼字追館四九の一 橋本 興作	
上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂九二の四五 橋本 道郎	

令和二年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百九十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

第二号の表中	土手町支店	弘前市大字土手町	を
青い森信用金庫下北営業部大畑出張所	土手町支店	弘前市大字親方町	に改め、
青い森信用金庫五所川原支店木造出張所	青い森信用金庫安原支店碓ヶ関出張所	平川市碓ヶ関	及び
青い森信用金庫野辺地支店	上北郡野辺地町字野辺地		を削る。

公 告

県有船舶の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和二年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項  
汽船とう丸（ひき船）の売却
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 三 売却する物件を示す場所  
青森市 青森港 沖館埠頭 西船溜まりの係留場所
- 四 売却する物件の構造を説明する書面及び契約条項を示す場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県土整備部港湾空港課  
青森市本町四丁目五の五  
青森港管理所
- 五 入札及び開札の場所及び日時  
1 場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎北棟三階 B会議室  
2 日時  
令和二年四月九日 午後二時
- 六 入札保証金及び契約保証金の額  
契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 その他

1 問合せ先

港湾空港課 港政グループ

電話 〇一七―七三四―九六七三

青森県東青地域県民局地域整備部 青森港管理所

電話 〇一七―七三四―四一〇一

2 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 令和二年四月六日午後一時三十分から、係留場所において現地説明を行う。

4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 県のホームページ(港湾空港課)に、入札書、委任状、入札保証金免除申請書の様式を掲出している。また、入札者心得書も掲出しているので、熟読したうえで、入札に参加すること。

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十九号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十二年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十二年政令第三十三号)第十七条第二項の規定により公表する。

令和二年三月十六日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
令和二年 六月七日 午前九時から午後 五時まで	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター
七月十一日	八戸市内丸一丁目の一 八戸市公民館
八月二十一日	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター

二 講習科目

1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格  
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真(提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第三十号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十二年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和

三十三年政令第三十三号) 第十七条第二項の規定により公表する。

令和二年三月十六日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
令和二年 四月二十四日 午後一時から午後 四時まで	八戸市城下一丁目一六の二五 八戸警察署
五月十四日 〃	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署
五月二十九日 〃	三戸郡南部町大字沖田面字沖中五一の二 南部町立南部公民館
六月二十日 午前九時から正午 まで	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター
六月二十五日 午後一時から午後 四時まで	十和田市西六番町一の一 十和田警察署
七月十日 〃	むつ市中央一丁目一九の一 むつ警察署
七月二十一日 〃	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署
七月三十日 〃	つがる市木造赤根一の一 つがる警察署
八月二十六日 〃	三戸郡五戸町字下モ沢向一三の六 五戸警察署
九月八日 〃	黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署
十月十日 午前九時から正午 まで	八戸市大字売市字奥遊下三 八戸市スポーツ研修センター
十月二十二日 午後一時から午後 四時まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇七 鰺ヶ沢警察署

十一月六日 〃	三戸郡南部町大字沖田面字沖中五一の二 南部町立南部公民館
十一月十五日 午前九時から正午 まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
十二月八日 午後一時から午後 四時まで	上北郡七戸町字大沢五七の四九 七戸警察署
令和三年 一月十五日 〃	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター
二月十日 〃	十和田市西六番町一の一 十和田警察署
三月五日 〃	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令
- 三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真(提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

(発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円七十三銭
--------------------------------	---	--------------------------------